

甲佐町役場庁舎等自動販売機設置者募集要項

甲佐町が行う自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知のうえお申し込みください。

1 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人等）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約をしなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 税金を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又はこれらと社会的に非難されるような関係を有する者
- (6) 法人又は法人格を有しない団体にあつては役員（法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が暴力団員又はこれらと社会的に非難されるような関係を有する者
- (7) 個人の場合は甲佐町に住所を、法人の場合は熊本県内に本店又は支店若しくは営業所を有していない者
- (8) 自動販売機の設置業務（自ら管理、運営するものに限る）について、過去10年以内に3年以上の実績を有していない者

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、更新はしません。

また、町が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が公募条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他町が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

物件ごとに設置者として決定された者が提示した見積価格（年間分、消費税抜額）に100分の110を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

なお、光熱水費相当額は貸付料に含まみますので、別途納付する必要はありません。（屋外設置で電力会社と設置者とが直接契約する場合には、電気料金は含みません。）

なお、年額貸付料は、町の発行する納入通知書により、町が指定する期日までに全額納入してください。

ウ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

また、屋外に設置する物件の中には、従前にある自動販売機が撤去されると同時に電源自体も撤去される場合があり、この場合の電源工事も設置者の負担とします。

また、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復することとし、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、町に対して補償請求することはできません。

(2) 管理運営上の遵守事項

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

オ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

カ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本町の指示に従うこと。

キ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

ク 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ケ 販売品目及び販売価格は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。

コ 農林水産物加工商品については、熊本県内で生産又は加工したものを優先的に取り扱うよう努めること。

サ 町がポスター類の掲示を依頼する場合には、協力すること。

シ 町が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。

(3) その他条件等

別紙の公募物件説明書により、公募物件ごとに条件を付す場合があるため、申込者は十分理解して応募すること。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期限は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 販売品目一覧（第3号様式）

エ 自動販売機設置申請書（第4号様式）

オ 設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が確認できるものでコピー可）

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

また、公募の結果については、物件の所在、契約金額、契約者の氏名（法人の場合は法人名）及び住所、応募金額を公表することがあります。

5 設置者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たし、販売品目及び販売価格が適当である者を設置候補者とします。

(2) 設置候補者のうち、町が定めた最低貸付料以上の最高価格で応募申込を行った者を設置者とします。

なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

(3) 設置者の決定は、概ね申込期限終了後14日以内を予定しています。

設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。

(4) 各応募者の見積価格が町が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。

6 貸付申請の手続

設置者に決定された方は別途定める期日までに、次の書類とともに、契約保証金（貸付契約期間全体の貸付料総額の100分の10以上の額）を納付していただきます。

なお、契約保証金は、貸付料やその他の支払を怠った場合にこれらに充当されます。

また、契約保証金は契約期間が満了し、契約に基づく義務の履行が完了したことを確認後、利息を付さずに返還します。

(1) 貸付申請提出書類

- ① 公有財産貸付申請書（町指定様式）
- ② 設置場所への自動販売機及び空容器回収ボックスの配置図
- ③ 国、県、市町村税の納税証明書（いずれも発行日から3ヵ月以内、最新年分のもの）
 - ア 国：税務署
（未納がないことの証明書）法人：様式 その3の3、個人：様式 その3の2
 - イ 県：熊本県税事務所、各地域振興局税務課、自動車税事務所
（未納がないことの証明書）別記第28号様式（その6）
※使用目的は「公有財産貸付申請のため」としてください。
 - ウ 市町村：各市町村税務課
（未納がないことの証明書）未納がないことの証明書が発行されない市町村の場合は、納税証明書で未納がないことを確認するものとする。
- ④ 証明書類（発行日から3ヵ月以内のもの）
 - 法人の場合：登録事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - 個人の場合：住民票の写し及び身分証明書（町発行のもの）
- ⑤ 自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）
入札公告の日から過去10年以内に、自ら管理、運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書または契約書の写し等（3年分）
- ⑥ その他参考となる書類

※ 提出書類は貸付物件ごとに必要です。ただし、上記①②の書類は原本とし、それ以外の書類等は写し可とします。

7 設置者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付の手続に応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 貸付契約の義務に違反した場合

8 その他

- (1) 付手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。
- (2) 見積書の無効については、甲佐町競争契約入札心得の規定を準用します。

問い合わせ先

甲佐町役場 総務課庶務係 担当 中島・池田

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

電話 096-234-1111（代表）

096-234-1140（直通） 内線225

FAX 096-234-3964